

市有立木売買契約書

久慈市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、立木の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、下記の立木（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

(1) 売買物件の所在地

久慈市〇〇地内 〇〇林 〇〇林班〇〇小班

(2) 売買物件の種類及び数量

売払番号	樹種	面積(ha)	本数(本)	材積(m ³)	摘要
計					

売買区域（伐採区域）は、別紙図面のとおりとする。

第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。

(1) 契約金額 金_____円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 _____円)

適用税率	税抜額	消費税額
%適用	円	円

(2) 契約保証金 金_____円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 _____円)

2 乙は、当該物件の売買代金は、令和 年 月 日までに納入しなければならない。

3 乙が、前項の納入期限を経過しても売買代金を納入しないときは、当該未納代金に対して納入期限満了の日の翌日から納入の日までの日数につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとする。

第3 乙が売買代金及び違約金を完納したとき又は担保物件を提出したときは、甲は、契約保証金を乙の請求により還付する。

2 甲は、乙の申出により、契約保証金を違約金及び売買代金に充当することができる。

第4 乙は、売買代金納入の履行期限を延長する特約をしようとするときは、売買代金納入期限前7日までに履行延期申請書（様式第1号）を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

2 前項の申請に対し、甲がこれを承認し、履行延期の特約をする場合は、履行延期承認通知書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

第5 売買物件の引渡しは売買代金（履行延期の特約をした場合は延納担保物件）及び違約金を完納した日から15日以内（久慈市の休日に関する条例（平成18年久慈市条例第5号）に規定する市の休日を除く。）において、甲の指定する日に、甲の職員と乙又はその代理人が立会いのうえ、売買物件の所在地において行うものとする。

ただし、やむを得ない事情があると甲が認めたときは、甲が乙に対して発する産物引渡通知書による通知によって当該売買物件を引き渡したものとすることができる。

2 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、直ちに甲に産物受領書（様式第3号）を提出するものとする。

第6 乙は、売買物件の引渡しを受けた後において、甲に対し、売買物件の種類、数量及び形質等に関して一切異議を申述べることができない。

第7 乙は、売買物件の搬出を完了するまでは、売買物件を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

ただし、乙が譲受人と連署した申請書を甲に提出し、甲がこれを承認したときはこの限りでない。

第8 売買物件には、その根株を含まないものとする。

第9 乙は、標杭及び売買区域内に残存することとなる売買物件以外の立木を伐採、損傷又は滅失しないものとする。

第10 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに甲に届け出て、その指示に従うものとする。

(1) 売買区域の境界木又は売買物件以外の林の立木、素材等を伐採又は損傷したとき。

(2) 売買区域の境界標杭を滅失したとき。

第11 乙は、売買物件を第5の引渡しを完了した日から起算して3年以内に搬出しなければならない。

2 乙は、前項の搬出期限を延長しようとするときは、搬出期間満了前に、搬出期限延長申請書（様式第4号）を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

3 乙は、前項の承認を受けた場合には、甲の指示により、当該延長期間に対し、1日につき、売払代金の0.1パーセントに相当する搬出延滞料を甲に支払うものとする。ただし、特別の事情により、甲が認めたときは、この限りでない。

第12 天災その他の不可抗力により売買物件を搬出することができない期間について、乙が甲に対してその理由を申し出て、甲がこれを承認したときは、当該期間は搬出期間に算入しないものとする。

第13 乙は、売買物件の搬出が終わったときは、すみやかに甲に搬出終了届（様式第5号）を提出し、甲の行う跡地検査に立ち会うものとする。

第14 次の各号の一に該当するときは、搬出未済物件はすべて甲に帰属するものとする。

(1) 乙が搬出終了届を提出したとき。

(2) 搬出期間が満了したとき。

第15 乙は、売買物件の伐採、加工、搬出等のため、林に入林（乙の代理人及び使用人の入林を含む。）するときは、あらかじめ入林届（様式第6号）を甲に届け出るものとする。

第16 乙は、売買物件の伐採、加工、搬出等のため、林若しくは市の施設を使用し又は林に特に施設を設置しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、売買物件の搬出が終わったときは、甲の指示により林及び市の施設を原状に回復し、並びに自己の設置した施設を撤去するものとする。

3 前項の場合において、林又は市の施設に損害を与えたときは、乙は、甲の算定する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

第17 火災その他により林又は市の施設に被害を生ずるおそれがある場合に、甲が乙に対して伐採、加工、搬出等の作業の中止を命じたときは、乙は、異議なくこれに従うものとする。

2 前項により乙が作業を中止した日数は、搬出期間に算入しないものとする。

第18 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、乙に損害があっても、甲は、その責めを負わないものとする。

(1) 乙が、期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められる場合。

(2) 乙から契約解除の申出があった場合。

(3) 乙又はその代理人及び使用人が契約の履行について不正の行為をした場合。

(4) その他乙又はその代理人及び使用人がこの契約に違反した場合。

2 前項により契約を解除したときは、乙が納付した契約保証金は甲に帰属するものとする。

契約保証金を納付していないときは、乙は、売買代金の1割に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項により契約を解除した場合において、これにより甲が損害を受けたときは、乙は、甲の算定する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

第19 この契約により難い事情が生じたとき又はこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

登録番号 T4000020032077

甲 久慈市

久慈市長 氏 名 印

登録番号

乙 住所

氏 名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

様式第1号

履行延期申請書

年 月 日

久慈市長様

買受人

住所

氏名

印

年 月 日売買契約を締結した下記立木の売買代金納入について、次により履行期限を延長して下さるよう申請します。

記

1 売買物件

久慈市

(林)

売払 番号	樹種	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m ³)	摘要
計					

2 売買代金 金 円

3 売買契約の納入期限 年 月 日

4 延長する予定の履行期限 年 月 日

5 担保物件提供期限 年 月 日

6 担保物件提供予定年月日 年 月 日

7 提出予定担保の種類、数量

支払保証手形 銀行 (店)

信用金庫 (店)

履行延期承認通知書

年 月 日

様

久慈市長

年 月 日付けで申請のあった立木の売買代金納入期限の延長については、次のとおり条件を附して承認します。

記

1 売買物件、代金、納期

(1) 所在地

久慈市 (林)

(2) 樹種 材種及び数量

売払 番号	樹種	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m ³)	摘要
計					

(3) 売買代金 金 円

(4) 売買代金の納入期限 年 月 日

2 承認の条件

(1) 担保物件は、年 月 日までに市に提出する。

(2) 担保物件を納入期限まで提出しないときは、当該未納代金に対して期限満了の翌日から提出の日までの日数につき、年2.5%の割合で計算した違約金を徴収する。

(3) 延納代金の利息は、担保提供の翌日から代金納入の日までの日数に対し当該延納金に対して年 %の割合で計算した額とする。

(4) 買受人は、延納代金及び延納利息を 年 月 日までに市が発行する

納入通知票により納入すること。ただし、担保物件が支払保証手形である場合は、市は納入通知票を取扱金融機関に回付し、当該金融機関に代行納入させるものとする。

(5) 延納代金を、前項の延納期限までに納入しないときは、当該延納代金に対して延納期限満了の日の翌日から納入の日までの日数につき、年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

(6) 延納代金等を延納期限の前に納入しても、納入した延納利息は返還しない。

(7) 担保物件を現金化するとき、その取立手数料が有料のときは、買受人がこれを負担するものとする。

(8) 買受人が担保物件を期限までに提出しなかったときは、市はこの承認を取消すことがあること。

(9) 担保物件

支払保証手形 銀行（ 店）

信用金庫（ 店）

(注) 2 (3)の利率は、市長が別に定める延納利率とする。

様式第3号

産物受領書

年 月 日

久慈市長様

買受人

住 所

氏 名

印

年 月 日売買契約を締結した下記物件を 年 月 日受領しました。

記

1 物件の所在地

林 林班 小班

2 産物の種別、数量等

(1) 入札番号

(2) 産物の種別

(3) 樹 種

(4) 面 積 ha

(5) 数 量 m³

(6) 代 金 円

様式第4号

搬出期限延長申請書

年 月 日

久 慈 市 長 様

申請人

住 所

氏 名

印

年 月 日売買契約を締結した立木の搬出期限を、下記のとおり延長したいから承認されたく、申請します。

記

1 産物の所在地

林 林班 小班

2 産物の種別、数量

(1) 入札番号

(2) 産物の種別

(3) 樹 種

(4) 面 積

(5) 数 量 うち搬出未済数量

3 搬出期間

年 月 日から

年 月 日まで

4 搬出延長期限 年 月 日 (日間)

5 延長する理由

様式第5号

搬 出 終 了 届

年 月 日

久 慈 市 長 様

買 受 人

住 所

氏 名

印

年 月 日売買契約を締結した下記の立木を 年 月 日に搬出を
終了したので、お届けします。

記

1 産物の所在地

林 林班 小班

2 産物の種別、数量

(1) 入札番号

(2) 産物の種別

(3) 樹 種

(4) 面 積

(5) 数 量

(6) 代 金

様式第6号

入 林 届

年 月 日

久 慈 市 長 様

買受人

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで締結した市有立木売買契約に基づき、下記により林に入林しますので届出ます。

記

1 入林する林の所在地

林 林班 小班

2 入林の目的 (該当するものに○)

立木の伐採・加工・搬出

3 入林期間

年 月 日 ～ 年 月 日

所在地	久慈市〇〇地内 所在										〇〇林	
売払番号												
樹種												
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	材積	本数	材積
8												
10												
12												
14												
16												
18												
20												
22												
24												
26												
28												
30												
32												
34												
36												
38												
40												
42												
44												
46												
48												
50												
52												
54												
56												
58												
60												
計												
合計												